

地域森林管理支援センターたより

2025.8月号
Vol.13

Action Record

2025.4.25	第1回市町村林務担当職員研修（初任者）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	20名参加
2025.5.15	第2回市町村林務担当職員研修（初任者）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	9名参加
2025.5.28	第3回市町村林務担当職員研修（初任者）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	5名参加
2025.6.4	第4回市町村林務担当職員研修（初任者）	岐阜県森林研究所3階「大会議室」	12名参加
2025.6.13	第5回市町村林務担当職員研修（初任者）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	24名参加
2025.6.24	第6回市町村林務担当職員研修（実践型）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	18名参加
2025.7.8	第7回市町村林務担当職員研修（実践型）	岐阜森林文化アカデミー「テクニカルセンターA」	4名参加
2025.7.22	第8回市町村林務担当職員研修（実践型）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	10名参加
2025.8.6	第9回市町村林務担当職員研修（実践型）	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	11名参加
2025.8.22	第10回市町村林務担当職員研修（実践型）	岐阜森林文化アカデミー「テクニカルセンターA」	11名参加

Business Performance（8月22日時点）

★相談窓口対応	38件
★市町村巡回支援	34回
★専門家への相談斡旋	4回
★地域森林監理士短期派遣	6回
★市町村林務担当職員研修	10回
★地域森林監理士フォローアップ研修会	1回
★冊子「森林のたより」への寄稿	1回（8月号）



Topics

★令和7年度も初任者研修会からスタートいたしました★

日時：令和7年4月25日（金）9:00～16:00

場所：ぎふ森林文化センター 3階 東濃ひのきホール

講師：フォレストーズ LLC 代表社員 小森胤樹氏

講義：森林・林業に関する基礎知識について

参加者数：20名

内容：第1部：森林の現状と森林の多面的機能
日本の森林の歴史と森林法の変遷
森林整備のリサイクル（苗木、植栽、育林、収穫）
森づくりの基本

第2部：森林環境税・譲与税と森林経営管理制度
温暖化対策と森林
日本の森林監理、森林経営管理制度に至る理由

※理解度は、

第1部が、良く判ったが44%、判ったが28%という結果でした

第2部が、良く判ったが50%、判ったが33%という結果でした



研修の様子

発行元

地域森林管理支援センター 〒500-8356 岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内

☎058-201-5013 ✉f-shien@g-moriren.or.jp

★相談窓口について★ ～相談窓口には、こんな相談がありました～

- 今年度境界明確化を予定している箇所について、事業費の設計を行っているところですが、昨年度の設計書によると森林境界明確化に係る・森林境界の確認及び境界測量・境界測量の項目について、地域森林管理支援センター様が算出した単価を基に設計を行っているようでした。この単価について何か資料等がございましたら提供いただきたい。
 - ▶ 昨年度、当センターで調査検討した「森林経営管理のための境界明確化促進に関する調査検討」資料をお送りします。本資料については、令和6年4月2日付けで各市町村に配布させていただいています。また、サイボウズ Office の「ファイル管理」→「地域森林管理支援センター」→「市町村事務マニュアル」からも入手することができます。
- 県内の市町村で地域林政アドバイザー（林業専門職）の雇用を行っているところがあたら事例を教えて欲しい。
 - ▶ 今年度は、飛騨市（中谷氏）、山県市（竹内氏）、下呂市（和仁氏）、関市（平井氏）、美濃市（鈴木氏）、東白川村（田口氏）、揖斐川町（永山氏）、高山市（長沼氏）となっています。
- 市町村研修の森林整備積算に関して、工事の冬季補正を行っている実態があるか知りたい。農林事務所では積雪期に工期が被らないような設定をしているので適用していないと言われた。
 - ▶ コンサルとしては、作業の難易度等（つる、湿地、転石の有無）は報告しているが、工期の設定については報告していない。積雪前に工事が終わるように発注したい、との要望に合わせて測量設計成果の納品を求められるので、農林事務所の「適用していない」が実態だと思う。

★「意見交換型の研修」を開催しています★

日時：令和7年6月13日（金）10:00～17:00

場所：ぎふ森林文化センター 3階 東濃ひのきホール

進行：地域森林管理支援センター 長沼、小島

講義：森林経営管理制度の課題解決のための意見交換

参加者数：24名

内容：事前に各市町村担当者に対して課題を挙げていただいた
集まった課題について取りまとめ、再度、各市町村へフィードバックし
自身の市町村での取組みについて記載して頂いた
集まった資料を基に、会場で意見交換をしながら、それぞれの課題
についての解決策を探ってまとめていった
昨年度も同様なことを行っていて、年々、成果についてストックして
いくこととしている

※理解度は、

意向調査：良く判ったが21%、判ったが72%でした

境界明確：良く判ったが7%、判ったが57%でした

意見交換：良く判ったが14%、判ったが43%でした



意見交換の様子

★「専門家等への相談斡旋」行っています★

- 「森林の集約化モデル地域実証事業」の件で質問よろしいでしょうか。

集約協議会で意向調査を実施し、各所有者から「有償譲渡したい。無償譲渡したい」と回答いただき、その情報を地縁団体や事業体、隣接の譲渡を受け入れてもいいと意向のある所有者に提供して斡旋するのは、何かの法律に引っかからないでしょうか。

- ▶ 斡旋自体が問題になることはなく、斡旋にあたり報酬を得たり、特定の譲受人を合理的な理由なく優遇した場合に問題となります。相続財産清算人の仕事をしていて、農地所有権の移転が問題となりますが、市役所は、普通に、譲り受けの候補者を紹介して橋渡し役になってくれます。ただ、紹介後は、あとは当事者同士でやってください、ということで、それ以上の面倒をみることはありません。（全くの余談ですが、宅地の所有権移転の場合には、弁護士が知り合いの不動産業者をお願いしてネット広告を出して買い手を募ってもらいます。買い手があらかじめ決まっている場合には、不動産業者2社に、適正な値段である旨の査定書を出してもらいます。）

森林経営管理法の改正後の条文には、「市町村は、2のほか、構想森林（一括計画対象森林を除く）の立木及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に当該所有権の移転に関する事項を定めることができる。」（51条4項）とあります。「構想森林」「構想適合事業者」であるか否かにかかわらず、斡旋自体は問題ないという意識が基礎にあるということです。

- 近年不在地主から、山を処分したいとの声が多くあります。そこで、不在者の山林が、どこの誰かわからない人の手に渡るのであれば地元の財産区の所有にして、将来的に地元住民の利益になるよう管理したいという話が一部の財産区管理会から出ております。しかし、法律で財産区については面積を増やすことが難しいということがあり現状ではそういった山林の受け入れが出来ないとの話でした。そこで調べて見ると、「面積を増やすことは出来るが、手続きが難しい」といった情報もありました。しかし具体的にどのような手順で行えば良いのか、どの点が難しいのかといったことがわかりませんので、教えていただきたいです。

- ▶ 市内の山林であれば、財産区が新たな山林を取得することは可能です。

財産区の、「財産の管理及び処分に関する条例」が存在するはずです。それに、取得に関する規定はないかもしれませんが、しかし、少なくとも取得を否定する条文がなければ、取得は可能です。このことにつき、理解しているはずなのは、財産区事務局ですが、要するに市の担当部局ということになりましょう。私の理解では、

- 1 財産区財産が、財産区設立の由来により「市の財産」という位置づけであれば議会の議決が必要か否かの話、
- 2 財産区財産が、財産区設立の由来により「市とは切り離して財産区財産」という位置づけであれば財産区会の議決が必要か否かの話だと思います。